

## 大分市アライグマ捕獲器具貸出申請書

大分市環境対策課長 殿

申請者 住所

氏名

電話番号

捕獲従事者登録番号

—

「使用についての注意事項」を遵守しますので、下記のとおりアライグマ捕獲器具の貸出しをお願いします。

申請理由			
期間	平成 年 月 日 から	平成 年 月 日	まで
台数	台	捕獲器具管理番号	
捕獲器具受渡場所(希望)			

添付書類：捕獲器具を設置する場所及びその付近の見取り図

年 月 日

上記申請のとおりアライグマ捕獲器具の貸出を認めます。

大分市環境対策課長 (印)

## 使用についての注意事項

## ① 次の場合は、貸出を拒否または中止する場合があります。

- ・アライグマ以外の動物の捕獲を目的とする場合。
- ・使用者が、偽りその他の不正行為により捕獲器具の貸出しを受けたとき、および捕獲器具が故障その他の理由により使用することができない状態になったとき。その他、管理上支障があるとき。

## ② 使用者の遵守事項について

- ・捕獲器具を営利目的に使用しないで下さい。また、捕獲器具の譲渡、処分又は転貸をしないで下さい。
- ・捕獲器具設置の際は設置場所周辺の安全確保を徹底してください。安全確保を第一に優先して下さい。
- ・捕獲器具設置について事前に周辺住民等へ周知するとともに、他人の土地へ設置する場合は土地所有者の同意を得て下さい。また、捕獲を実施する際は「アライグマ捕獲従事者証」を携帯して下さい。
- ・捕獲器具設置の際は他の鳥獣を誘引し、それらの鳥獣による被害の発生及び錯誤捕獲のないよう配慮することと、捕獲器具には大分市が交付する「わな標識」及び「わな危険表示板」を装着して下さい。
- ・捕獲器具を設置した場合は「アライグマわな設置記録表」に記入して下さい。
- ・錯誤捕獲された個体についてはその場で速やかに放獣し、アライグマを捕獲した場合は速やかに市に連絡して下さい。捕獲したアライグマの取扱いには十分注意し、捕獲個体や捕獲器具を触らないなど感染症の予防等に努めて下さい。また、捕獲器具設置期間中は、朝を中心に1日1回以上の巡視を必ず行って下さい。
- ・使用者が捕獲器具を亡失又は損傷した時は、これを原状回復し又はその損害を賠償しなければなりません。

## ③ その他注意事項

- ・返却日は厳守して下さい。・金曜日や祝前日は捕獲器具をセットしないで下さい。

※土曜・日曜・祝祭日は、アライグマが捕獲されても回収をしていません。